

## 施設管理課北港事務所における一般業務会計年度任用職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、施設管理課北港事務所における一般業務会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、面接の内容を総合的に勘案して行う。

### (再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (勤務時間)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

#### (1) 勤務日数

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

#### (2) 勤務時間

午前8時30分から午後5時00分まで(休憩時間を含む。)

#### (3) 休憩時間

午後0時00分から午後1時00分まで

### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による任用に関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。